

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	自立支援医療費(精神通院)支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、自立支援医療費(精神通院)支給事務における個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和3年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に基づく自立支援医療(精神)に関する事務
②事務の概要	【概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費(精神通院)の支給に関連する事務を行う。 【具体的内容】 精神通院に関する自立支援医療費の支給、支給認定申請書の受理及び審査、受給者証の返還及び再交付等の事務
③システムの名称	精神保健福祉管理システム(精神通院システム)、中間サーバー、団体内部統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援精神通院台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 別表第一 八十四の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 別表第二 百八、百九及び百十の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2及び第55条の3 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 別表第二 十六、二十六、五十六の二及び八十七の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ハ、同条第2号ロ、同条第4号ニ、同条第5号、同条第8号二、第19条第1号チ、第30条第12号、第44条第1号チ、同条第2号乃至第6号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	青森県健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県総務部総務学事課情報公開グループ 電話:017-734-9083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県健康福祉部障害福祉課障害企画・精神保健グループ 電話:017-734-9307

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	5 ② 所属長	障害福祉課長 小山内 陽子	障害福祉課長 竹島 徹	事後	定期見直しによる修正
平成28年8月18日	3 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表の第一の八十四 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表の第一の主務省令で定める事務を定める命令 第十四条 各項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一 八十四の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第六十条	事後	定期見直しによる修正
平成28年8月18日	4②法令上の根拠	【情報照会の根拠】なし	【情報照会の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 百八、百九、百十の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第五十五条	事後	定期見直しによる修正
平成28年8月18日	4②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表二 108,109,110 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表の第二の主務省令で定める事務を定める命令 12条1ール、2ール、19条1ータ、30条11、44条1ータ、55条1	【情報提供の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 五十六の二の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第三十条	事後	定期見直しによる修正
平成30年11月6日	所属長	障害福祉課長 竹島 徹	障害福祉課長	事後	定期見直しによる修正
令和1年6月25日	VI リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月28日	II 1 対象人数	平成27年4月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	評価の再実施による修正
令和2年7月28日	II 2 取扱者数	平成27年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施による修正
令和2年7月28日	4②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第二 百八、百九、百十の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十五条	【情報照会の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 別表第二 百八、百九及び百十の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2及び第55条の3	事後	評価の再実施による修正
令和2年7月28日	4②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 別表第二 五十六の二の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第三十条	【情報提供の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 別表第二 十六、二十六、五十六の二及び八十七の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ハ、同条第2号ロ、同条第4号ニ、同条第5号、同条第8号ニ、第19条第1号チ、第30条第12号、第44条第1号チ、同条第2号乃至第6号	事後	評価の再実施による修正
令和2年7月28日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	なし	[○]外部監査	事後	評価の再実施による修正
令和3年9月8日	IV リスク対策－8. 監査	[○] 外部監査	[] 外部監査	事後	定期見直しによる修正